

戸沢村持家住宅整備促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、村内における居住環境の整備と建築関係業界の振興及び雇用の拡大による景気浮揚を図るため、持家住宅の建築工事を行う者に対し、戸沢村補助金等の適正化に関する規則（昭和43年規則第10号）及びこの要綱により補助金を交付する。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 持家住宅 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）が居住する住宅、申請者が営む店舗及び申請者が使用する付属建物（基礎構造及び周壁を有するものに限る。）
- (2) 建築工事 持家住宅の新築工事、増改築工事、修繕工事（耐震のための改修及び部分補強工事を含む）及び持家住宅に付属する外構、設備等工事。または、個人所有の敷地内に盛土、土砂撤去、法面補修等を含む工事（災害復旧に限る。）
- (3) 村内業者 戸沢村内に所在地を有する個人事業者又は法人事業者
- (4) 村外業者 山形県内に所在地を有する個人事業者又は法人事業者
- (5) 排水設備工事 公共下水道及び農業集落排水が供用されている区域内において、排水管路を新規に接続する工事をいう。
- (6) 空き家等 村内に所在する建物その他工作物（以下「空き家等」という。）で、常時無人の状態にあるものをいう。

(補助金の対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 申請時において、本村に住所を有する個人（ただし、申請時において本村に住所を有しない者については、交付申請年度の3月末までに、本村に転入し居住する者に限る。）
- (2) 工事業者と工事請負契約を締結し建築工事を行う者
- (3) 村税（国民健康保険料（税）・各種使用料を含む。）等の滞納がない者
- (4) 前年度及び一昨年度に当補助金の交付を受けていない者（ただし、災害等による被害で改修を行う場合において、保険金等の補填が無い者は申請できるものとする。）
- (5) 交付申請年度の3月15日まで、完了届を提出できる者

(補助金対象事業費)

第4条 補助金の対象事業費は、20万円以上（災害復旧に関しては10万円以上）とする。ただし、戸沢村合併処理浄化槽設置整備事業補助金設置交付

要綱（平成4年訓令第4号。以下「浄化槽補助金要綱」という。）に規定による補助金を受ける場合の対象事業費の取扱いは、対象事業費から合併処理浄化槽の設置に要する費用を差し引いた額とする。戸沢村宅地等災害単独復旧事業費助成金交付要綱（平成28年訓令第15号）についても対象事業費から戸沢村宅地等災害単独復旧事業補助金額を差し引いた額とする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、次のとおりとする。

- （1）村内業者が工事を施工する場合は、補助対象事業に要した経費の100分の10以内の額又は50万円のいずれか低い額とする。
- （2）村外業者が工事を施工する場合は、補助対象事業に要した経費の100分の5以内の額又は25万円のいずれか低い額とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、排水設備工事を含む建築工事を行う場合は、同項第1号中「100分の10」を「100分の15」に、「50万円」を「75万円」に、同項第2号中「100分の5」を「100分の10」に、「25万円」を「50万円」に読み替えて適用する。
- 3 「戸沢村空き家バンク」の活用等によって村内の空き家等を取得し、村内へ移住をするために、村内業者が工事を施工する場合は補助対象事業に要した経費の100分の50以内の額又は150万円のいずれか低い額とする。
- 4 前項の規定にかかわらず、村外業者が工事を施工する場合は、前項中「100分の50」を「100分の25」に、「150万円」を「75万円」に読み替えて適用する。
- 5 本補助金と県で実施するリフォームに係る補助金と併用して申請する場合は、本補助金の通常補助金額より併用して申請する補助金額の100分の50を差引いた金額とする。
- 6 補助金の額は、1,000円を単位とし、1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。

（交付申請）

第6条 申請者は、建築工事の着手の前に、戸沢村持家住宅整備促進事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次の各号に定める書類を添えて村長に提出しなければならない。

- （1）建築工事見積書
 - （2）建築工事図面又は計画書
 - （3）着工前写真
 - （4）納税証明書（申請時に本村に住所を有しない者）
 - （5）建築工事契約書の写し
 - （6）前号に掲げるもののほか、村長が必要と認めた書類
- 2 補助金の交付申請は、当該年度において申請人一人当たり1回限りとする。
- （交付決定）

第7条 村長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適正と認めたときは、戸沢村持家住宅整備促進事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（申請内容の変更等）

第8条 前条の規定により交付決定の通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、申請内容を変更し、又は取下げしようとするときは、戸沢村持家住宅整備促進事業補助金変更（取下げ）承認申請書（様式第3号）を提出し、あらかじめ村長の承認を受けなければならない。

2 村長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適正と認めたときは、戸沢村持家住宅整備促進補助金変更（取下げ）承認通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（完了報告書）

第9条 交付決定者は、建築工事が完了したときは、事業完了後戸沢村持家住宅整備促進事業建築工事完了届（様式5号）に次に掲げる書類を添えて、遅延なく村長に届出しなければならない。

- （1）建築工事に要した費用に係る領収書の写し
- （2）当該住宅の登記簿謄本の写し（住宅の新築工事及び空き家等取得をしての工事の場合に限る。）
- （3）完成写真
- （4）前号に掲げるもののほか、村長が必要と認めた書類

（補助金額の確定）

第10条 村長は、前条に規定する届出があったときは、必要に応じて住宅の完成検査を行い、適正と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、交付決定者に対し戸沢村持家住宅整備促進事業補助金交付額確定通知書（様式6号）により通知するものとする。

（補助金額の請求）

第11条 交付対象者は、前条の規定による補助金額の確定の通知を受けたときは、速やかに戸沢村持家住宅整備促進事業補助金交付請求書（様式7号）を村長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第12条 村長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- （1）この要綱及び補助金交付の条件に違反したとき。
- （2）偽り、その他不正な行為により補助金の交付を受けたとき。

2 村長は、前項の規定により補助金交付決定を取消した場合において、すで

に補助金が交付されているときは、交付決定者に対して期限を定めてその返還を命ずるものとする。

- 3 交付決定者は、前項の規定により返還を命ぜられた場合は、納期限までに納付しなければならない。

(適用除外)

第13条 この要綱は、他の補助事業との重複申請には適用しないものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、住宅版エコポイント制度との適用については、重複申請ができるものとする。

- 3 戸沢村住宅リフォーム総合支援事業補助金交付要綱（平成23年訓令第号）の適用については、重複申請ができるものとする。

(補則)

第14条 この要綱に定めるものの他、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

- 2 この要綱は、平成25年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

- 2 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

- 2 この要綱は、平成28年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、平成31年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、平成31年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年8月5日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、平成31年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。